



NARUSAKO a/f office

## 事務所通信

#313  
2018. 5税理士法人  
成迫会計事務所

長野県松本市市上 9-9

TEL : 0263-33-2223 FAX : 0263-33-2396

長野県長野市栗田 292 番地

TEL : 026-291-4153 FAX:026-291-4163

HP : <http://www.narusako.co.jp>

住民自治の在り方と経営  
 自社株の相続税・贈与税がゼロになる  
 変化する「ふるさと納税」  
 春は注目の補助金が目白押し！  
 電話加入権について

## 住民自治の在り方と経営

真面目で実直な県民性で知られる富山県で 2016 年政治活動費を不正受給し、14 人もの議員が相次いで辞職した問題は記憶に新しいところです。長野県でも県会議員の報酬が高いと感じている県民が多数とのアンケート調査が報告されました。議員の数が多く、報酬が多い、働きぶりが見えにくいと議会への不信は全国各地で強くなっています。

地方議会は本来民主主義を一番体現していくべき存在であり、経済活性化のためには元気な地方づくりの核となるべき存在のはずですから、地方議会の在り方のみならず公的機関の在り方についても我々組織経営者は関心を持つ必要があるのではないかと感じます。

議員の報酬は全国平均で県議が月 80 万円、市議が 40 万円となっております。これが妥当なのかどうか、議員の仕事が政策立案や行政の監視などの専門家として捉えるのか、ボランティアとしての職務なのかを考える時期に来ていると思います。ニューヨークの市議は市民の上位 20% に属する年収額とするという基準があり、明確で良いのかなと感じます。報酬を下げるだけで尊敬もされない仕事に議員の仕事が成り下がってしまい、使命感に燃えた候補者が少なくなってしまう事態も避けなければなりません。

行政に対して県民や市民は二つの顔があると思います。一つは行政サービスの受益者、消費者としての立場、二つ目は行政の株主としての立場です。支払う税金は、受けるサービスの対価として捉えることもできますが、県や市のオーナーとしてコストの応分負担をしているとも考えられます。どちらの考え方においても費用対効果が充分にないと税金を下げて、議員の人数と報酬を下げて、あとは仕分けで経費削減という流れになってしまいます。行政や議会が十分に効果的な存在になっていないのであれば、削減していく動きは大いに賛成ですが、現在から今後の社会の問題に対して、特に地方では地域に密着した議員と行政ですから、民意を反映した解決策が活発に発生し、逆に国が真似をするようなレベルになって欲しいものです。かつての大分県平松知事の一村一品運動のような動きがどんどんできてほしいものです。

第二次世界大戦中も「永世中立・非戦」を通したスイスは、建国以来「住民集会」を積み上げることで法律を決める直接民主制が根付いています。この住民集会の決議が州や国の決議に直結しています。全員参加の青空集会では、さぞかし意思決定に時間がかかるのかと思えば、日本よりもはるかに早いスピードで迅速な決断をしています。

福沢諭吉翁は、その著「学問のすすめ」の中で「人生も商売であり、10 歳前後の人間らしい心ができてから始めたものであるから、普段から知性や人格や事業を精密に帳簿につけて損失がでないよう心がけよう。そして定期的に知性と徳の仕事の棚卸をして決算をして今後の方針を立てるべきだ。」と主張しています。お金だけで測れない個人の人生も知性や徳がそれだけ増えたのかを決算せよという指摘は、我々リーダーの資質のアップにも使うことができますし、自治体などの非営利組織の経営を考えていく上でも大いに役に立つのではないのでしょうか。

予算や収支といった単式簿記の会計から行政も財産や負債まで管理する複式簿記の会計に移行し、活動内容を分かりやすいレポートにして株主でありサービス受益者である住民を集め、スイスばりの住民集会、企業でいえば株主総会を開いて経営改善をしていく、そんな自治体が出現したら良いなと願わざるを得ません。

成迫 升敏

## 自社株の相続税・贈与税がゼロになる

平成 30 年度の税制改正の中で、特に注目されているのは事業承継税制です。以前から事業承継税制はありましたが、様々な制限等から活用しにくい部分がありました。今回の改正により大幅に要件が緩和されました。今回は、新制度の概要と手続き等についてご紹介します。

( 現行制度と新制度の主な変更内容 )

	現行制度	新制度
適用期間	平成 20 年 10 月 1 日 ( 創設 ) ~	平成 30 年 1 月 1 日 ~ 平成 39 年 12 月 31 日
納税猶予対象株式	<b>発行済株式 53%(贈与税の場合 66%)</b> が相続税・贈与税の納税猶予	<b>発行済株式の 100%</b> が相続税・贈与税の納税猶予
雇用要件	本税制の適用後、 <b>5 年間で平均 8 割以上の雇用の維持が必要</b>	本税制の適用後、 <b>5 年間で平均 8 割以上の雇用の維持ができなくても良い (一定の書面の提出は必要)</b>
減免制度	後継者が自主廃業等した場合には、 <b>承継時の株価</b> を基に相続税・贈与税が課される	後継者が自主廃業等した場合には、 <b>廃業時の株価</b> を基に相続税・贈与税が課される

### 概要

新制度の適用期間は、平成 30 年 1 月 1 日から 10 年間の特例措置になっています。

全ての自社株が相続税・贈与税の納税猶予の対象になり、実質、自社株に対する相続税や贈与税がゼロになります。また、改正前は 5 年間 8 割以上の雇用維持が必要でしたが、それが撤廃されました。そのため、新制度は現行制度の問題点をほぼ解決した結果となっており、今後かなり活用することができそうです。

### 手続き

新制度は、まず**特例承継計画を平成 35 年 3 月 31 日までに都道府県知事に提出し、認定を受ける必要があります**。平成 35 年 3 月 31 日までに提出しない場合には、新制度の適用はできません。( 認定経営革新等支援機関の指導・助言が必要 )

認定を受けた後、相続・贈与が行われ、その後 5 年間は毎年税務署と都道府県知事に報告書等を提出し、5 年後からは 3 年毎に税務署に継続届出書を提出することになります。

### 最後に

今までの自社株対策は、保険を加入や役員退職金等の活用により多額の損失を計上することによって株価を下げていきましたが、平成 29 年 1 月 1 日から株価の算定方法が変更され、多額の損失を計上しても株価が下がりにくくなっていました。今回の新制度により今までの自社株対策が大きく変わっていくかもしれません。また、新制度は 10 年間の特例措置になっていますので、平成 40 年 1 月 1 日以降に相続が発生した場合には適用できない可能性もありますので、贈与によって行う方が安全だと思います。

自社株対策をお考えの方は、今回の新制度を検討してみたいはいかがでしょうか。

五味 淳一

- お知らせ - 6 月 8 日 ( 金 ) は会計部門休業日とさせていただきます。  
ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解の程お願い申し上げます。



## 変化する「ふるさと納税」

2017年の確定申告を終え、今回も申告の中にふるさと納税が多数ありました。2008年に開始したふるさと納税は昨年、加熱する返礼品競争に対し、総務省より返礼品は寄付額の30%以下、電子機器や貴金属はダメ、商品券等の金銭類似性の高いものは廃止とのお達しがありました。また寄付金が返礼品送料や広告費用に使われ、自治体を支援する本来の目的のために使われていないという指摘もありました。

返礼品にはその自治体で穫れる野菜や果物も出品されますが、昨年は異常気象が原因で返礼品の農作物の出荷が出来ないことがありました。そんな中、上田市は春先の降ひょうで傷がついたリンゴを「訳あり品」として出品し、落胆した農家を助けました。「困りごとを助ける・解決する」というふるさと納税本来の目的を実践した事例といえます。返礼品加熱競争に疑問を呈し、返礼品を廃止し、ふるさと納税の原点回帰した京都府長岡京市は「森林再生」や「子どもたちに本を贈る」など寄付金の使途を明確にしたことで寄付金額を5倍にしたといいます。ふるさと納税にも「返礼品」のモノ消費だけでなく「使い道」を指定するコト消費も現れました。秋田県湯沢市の「雪下ろし代行サービス」。三重県四日市市は市営霊園の除草と供花をする「ご先祖見守りサービス」。栃木県小山市はヤクルトの販売員が対象家庭に訪問し、高齢者の安否確認と話相手になる「一人暮らし高齢者の見守りサービス」を開始しました。

寄付金の使い道も多様化しています。寄付する側もいろんな視点をもってふるさと納税に参加するのも良いのではないのでしょうか。

高木 幹夫

## 春は注目の補助金が目白押し！

平成29年度の補正予算に沿って、中小企業や小規模事業者を対象とした補助金の公募が相次いで始まっています。これら新たな取り組みを始めてみようとお考えの方はこれらの補助金をご検討されてはいかがでしょうか？今回は2つの補助金を簡単にご紹介します。

### IT導入補助金

この補助金は中小企業・小規模事業者等に対してITツール(販売管理システム、予約管理システム、在庫管理システム等)の導入により生産性の向上を図ることを目的としています。

【補助対象経費】ソフトウェア、クラウド利用費、導入関連経費等

【補助金の上限額・下限額・補助率】上限額50万円 下限額15万円 補助率1/2以内

【一次公募交付申請期間】平成30年4月20日～6月4日までを予定

【問い合わせ先】サービス等生産性向上IT導入支援事業 TEL:0570-000-429

事例1:クラウド会計の導入により会計事務所とデータが共有できるようになったことで、速やかな収益の把握が可能になり業務連系が改善され、経理業務が効率化した。

事例2:美容室でのPOSレジの導入により顧客管理が効率化し、受付時の待ち時間の短縮したほか、顧客の絞り込みが可能になったため、お客様のニーズに合ったDM等の販促が可能になった。



### 小規模事業者持続化補助金

この補助金は小規模事業者の事業の持続的発展を後押しするため、商工会議所の支援を受けて「経営計画」を作成し、その計画に沿って取り組む販路開拓等を支援することを目的としています。

【補助対象経費】機械装置等費、広報費、旅費、開発費、資料購入費、賃料、委託費、外注費等

【補助金の上限額・補助率】上限額50万円 1 補助率2/3以内

1「従業員の賃金を引き上げる取組」「買い物弱者対策に取り組む事業」「海外展開に取り組む事業」の上限は100万円

【公募期間】平成30年3月9日～年5月18日まで

【問い合わせ先】お近くの商工会議所・商工会

事例1:お弁当の製造販売会社が真空調理機と燻煙器を導入して地元の食材を活かした新商品を開発し、店舗PRのためのホームページやチラシを作成した。商品バリエーションの増加と販促により売上が2割増加した。

事例2:ペンションを経営している会社が宿泊客の多様化に伴い、スマートフォンなどから予約できるシステムを取り入れ情報発信を強化した。更にホームページのリニューアルやリーフレットを作成し、利用客が20%増加した。

補助金の活用とあわせて、この機会に自社の事業を客観的に分析して、今後の方向性や課題を洗い出し、自社の事業を見直す機会にしてみたいはいかがでしょうか？上記の補助金の対象者となる「企業」や「事業者」は細かい制限がありますので事前にご確認ください。

生田 宏明

## 電話加入権について

今回は「電話加入権」についてお話しします。

インターネット回線の光ファイバーの普及や携帯電話の一般化により、最近では電話加入権の新たな取得や流通の件数が減ってきています。それに伴い、電話加入権の相続税評価額(相続税を計算する際の評価額)は1,500円、新規取得額は平成17年3月より72,000円(税別)から36,000円(税別)に引き下げられ、中古市場でも数千円程度と大幅に下落しています。お客様の中でも従来の電話回線より光回線やIP電話に切り替えられて通話料負担を減らしているケースが多いのではと存じます。

### 電話加入権の自動解約に注意

上記のような利用変更により電話加入権の利用を休止された際には注意が必要です。NTT 東日本によりますと契約者より利用休止の申し出があった場合、5年間は利用休止状態が維持され、5年経過後に利用休止を延長するかどうかの確認のハガキを契約者に送るそうです。その後、再利用の申し出がなければ、さらに5年間利用休止状態が継続し、利用休止の申し出から合計10年を経過した時点で「自動解約」処理がされます。その際、NTT 東日本から契約者には解約に関する事前及び事後の連絡はしないそうですので、そのまま「自動解約」に気づかないケースが多々あるようです。



休止から10年経過後も再利用を検討される可能性がある場合は、利用休止から5年経過した通知のハガキが届いた後、休止から10年に達する日の前日までに休止期間延長の申し出をする必要があります。

電話加入権に関する詳細情報や休止期間延長の申し出は「116」に電話してNTTに直接お問い合わせください。

### 電話加入権は保有している間は経費化できない無形固定資産

電話加入権は電話加入時に施設設置負担金として支払う固定電話回線を使える権利です。この権利は他人に譲渡可能です。権利内容は時間経過と共に変わるものではございませんので税法上は保有している間は経費にすることができない無形固定資産として処理されます。

また、上記の理由により電話加入権は1年以上利用休止中で時価が下がっていたとしても購入時との差額を経費にする処理が認められておりません。例えば、平成7年3月頃に相場の55,000円(全日本電話取引業協会調べ)で購入した電話加入権を休止状態にし続けている場合、時価が数千円だからといって差額を経費としてその事業年度に計上することができないのです。

上記のような損失を経費に計上できるタイミングは解約により電話加入権の権利が消滅した際か、売却した際で、事実が生じた事業年度に経費として計上することが可能です。

### 災害時に強い電話加入権の再評価

東日本大震災の時に光回線電話や携帯電話回線が長期間利用できなくなった事がありました。そんな中、電話加入権で利用するアナログの固定電話回線が安定的に利用できたという記録が残っています。災害時に備えるために、通常利用する電話の他にあってアナログの電話回線を残している事業所もあるそうです。

### 最後に

忘れがちな電話加入権ですが、現況を確認し利用見込みが無ければ解約または売却の検討や、万一の災害時の緊急連絡用に使われるなら回線保持または休止期間の延長等、改めて電話加入権について今一度考えてみる機会を設けられてはいかがでしょうか。



太田 誠  
(以上)